

無給となった場合の共済掛金等の徴収について

共済組合の掛金等（短期掛金・介護掛金・厚生年金保険料・退職等年金掛金）は、毎月組合員の給与から控除され、共済組合に納められています。

休業等の事由で無給となった場合の掛金等の徴収についてお知らせします。

無給になったとき

自己啓発休業 大学院修学休業
配偶者同行休業 病気休業（無給） 等



組合員がその月の掛金等を月末までに共済組合へ納付

※市町村費支弁職員（組合員番号が9から始まる組合員）は各給与支給期間へ支払う

支払い方法

共済組合から毎月所属所経由で送られる振込書により納付

- 振込書は短期掛金で1枚、介護掛金で1枚、厚生年金保険料と退職等年金掛金で1枚の最大3枚で送付します。
- 共済組合の振込書を使用して北洋銀行・北海道銀行の窓口でお支払いいただく場合、手数料はかかりません。それ以外の金融機関からの振込の場合、手数料は組合員が負担していただくことになります。

※市町村費支弁職員（組合員番号が9から始まる組合員）は各給与支給機関へご確認ください。

注意事項

- 産前産後休業及び育児休業以外での掛金等の免除制度はありません。
- 病気休業（無給）で傷病手当金が請求できる場合は、手当金の支給月は掛金等を控除することができます。（市町村費支弁職員（組合員番号が9から始まる組合員）を除く。）
- 病気休業でも給与が支給される8割休職等の場合は、通常通り毎月の給与から掛金等は控除されます。

お問い合わせは 経理出納係 TEL011-231-4111 内線 35-376